

福祉学部

[福祉心理学科の特徴と教育]

1. 福祉心理学科の3ポリシー

(1) 入学者に関する基本的な方針(アドミッション・ポリシー)

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)とHospitality(思いやり)の体得に努め、探求心を持って地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、対人援助職を目指す人を募集します。

入学前に身につける能力・素養

1. 知識・技能

高等学校までの履修内容について、科目の偏りがなく総合的に身につけている。

2. 思考力・判断力・表現力などの能力

(1)現代社会に関心をもち、物事を筋道立てて考えることができる。

(2)課題やテーマについて調べ、分かったことや気づいたことを他者に伝えることができる。

3. 主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度

(1)自分の目標を持って意欲的に学ぶことができる。

(2)他者を尊重することができる。

(3)他者と協力して課題に取り組むことができる。

入学選抜の方針

- ・入学選抜では、福祉心理学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、および主体性・協働性(学力の三要素)を入学者選抜において確認する。

評価方法

「入学前に身につける能力・素養」を、福祉心理学科の入学者選抜において評価する。

(2) 教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築しています。

卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく(エビデンスベース)思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参加型対話型教育(アクティブラーニング)などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュ

コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。

- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって 体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化(みえる化)。

2 つに大別される科目およびプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能です。

①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養(アカデミック・ツール)を提供する。
- ・1~2 年次の初年次教育によって、リテラシー(読む・書く・話す)および情報リテラシーを修得する。

③ 専門教育科目

- ・1~4 年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。
- ・学外実習や地域ボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。

成績評価の可視化(みえる化)

- ・教育課程レベルや科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

(3) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

福祉心理学科の教育研究上の目的に基づき、福祉心理学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、福島学院大学学則に定める卒業に必要な要件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士(福祉心理学)」の学位を授与します。

DP1.総合力:

人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2.問題発見・解決力:

現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3.構想・構築力:

新たな問題を言語化またはモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

DP4.コミュニケーション力:

学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5.実践力:

対人援助職としての専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

2. 福祉心理学科のカリキュラム

「福祉」と「心理」の両面から援助できる専門家の養成

現代はストレス社会、少子超高齢社会等と指摘されていますが、このような社会で生活していくためには、「心の問題」とどう向き合っていくかが重要です。福祉心理学科では、地域福祉の担い手として、幅広いニーズに対応できるとともに、深刻になりつつある「心の問題」を理解し、「心のケア」のできる福祉の専門家を養成しようとしています。

福祉心理学科の教育課程は、「福祉」と「心理」の2分野の専門性を両軸として、専門教育科目群を「専門基礎科目」「心理関連科目」「社会福祉・精神保健福祉関連科目」「共通専門科目」の4つの科目群で構成しています。「福祉」と「心理」の両面から心のケアのできる人材を育てる教育課程となっています。

教養教育の充実

本学の学是である“真心こそすべてのすべて”の精神を持った人材を育成し、現代社会のニーズに応えるため、福祉心理学科の教養教育には、大学生に求められる表現力、生活教養、手話、地域ボランティア活動の授業科目により特色ある科目を用意しています。

- ① 「初年次教育」では、建学の精神の高揚に努め、学生生活の充実を図るとともに、本学創立者が掲げた「真心をもって行動し、社会に貢献できる人材」となることを目指します。
- ② 「文章表現」では、社会においてどのような場面でも必要になる表現力の向上のため、その基礎となる漢字能力と対話能力を高めることを目標にしています。
- ③ 「ICT リテラシー」では、デジタル社会において必要とされる情報倫理や情報セキュリティの知識の習得、及びパソコンやネットワークの実践的活用などの情報活用能力の向上を目標にしています。また、「データサイエンス」では、デジタル社会において必要とされるデータ活用の知識や技術に関して、日常生活や仕事の場で使いこなすための基礎的素養を身に付けることを目標にしています。
- ④ 「生活教養 I」および「生活教養 II」では、大学生としてあるいは社会人として必要なコミュニケーションの基本となるマナーをしっかりと身につけるため、ケース・スタディ(事例研究)を通して学びます。
- ⑤ 「手話」では、県市町村において手話言語条例の制定など耳のきこえない、きこえにくい方々へのコミュニケーションツールとしての手話を学びます。
- ⑥ 「地域ボランティア活動(地域振興活動)」では、活動の中での人間関係の錬磨を通して、基本的な対人コミュニケーション力、的確な判断力、問題解決に立ち向かう態度を育てます。

教育課程(カリキュラム)

(1) 基本的な考え方

教育課程(カリキュラム)は、「教養教育科目」と「専門教育科目」に分かれています。そして、科目ごとに、授業の方法(講義・演習・実習)、履修できる学年(1年次～4年次)、科目の種類(必修・選択)、

単位数(1 単位・2 単位・4 単位等)が決められています。

これらの科目の中から、どの科目を履修するのかを自分で決めていくのが大学でのシステムです。ただし、履修には幾つかの約束事がありますので、しっかりと理解し、確認してください。

自分で決めた科目(授業)を受けて、学期末の試験(筆記試験・レポート試験等)に合格すると「単位」が認定されます。「単位」については、後で説明しますが、卒業や資格取得への目安になる「数字」と考えてください。

(2) 履修できる学年

教育課程表の「標準履修年次」に1~4 までの数字がありますが、これはその授業を受けることができる標準的な履修年次です。「1」の場合、「1 年次に受けることが望ましい授業」ということです。下位学年が標準履修年次になっている科目は、上位学年になってからでも履修することができますが、上位学年が標準履修年次になっている科目を下位学年の者が履修することはできません。

(3) 科目の種類

科目には「必修科目」と「選択科目」の 2 種類があります。卒業までに必ず単位修得しなければならないのが「必修科目」であり、それ以外の科目は「選択科目」となっています。

「必修科目」は福祉心理学科で学ぶ学生が、最低限単位を修得する必要がある科目であり、卒業時にこれらの科目のうちひとつでも単位を修得できていなければ卒業ができません。

「選択科目」は原則として「受けてみたい」という科目を卒業に必要な単位数を満たす範囲で自由に選ぶことができますが、興味ある授業だけを選択するのではなく、「授業計画」を参考にして、幅広い教養を学ぶために様々な分野の科目を選択してください。

また、資格取得のために必要な科目もありますので留意してください。授業科目は、教育課程表にまとめられています。この中から卒業、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、公認心理師の指定科目の単位を修得するために必要な科目と単位数を確認して、履修する授業科目を決めていきます。

(4) 授業の開講期及び単位制

学習時間は年間を前期(4 月 1 日~9 月 30 日)と後期(10 月 1 日~3 月 31 日)の 2 期に分け、1 期 15 週とします。授業科目によっては前後各 1 期で完結する「半期科目」と、1 か年(通年)30 週で完結する「通年科目」があります。

- ① 単位とは学習時間を表したものであって、ある科目について所要の時間数を履修し、その試験に合格したとき、あるいは授業科目担当者がその科目を履修したことを認定した時に単位を修得したことになります。
- ② 単位の計算方法は「大学設置基準」に基づいて本学学則に定められています。各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算

します。

- 講義および演習については、15 時間から 30 時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とします。
- 実験・実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とします。
- 授業時間は 2 時間連続(正味 90 分)を「時限」としておりますので、各時限を 2 時間として単位の計算をします。
- 授業時間以外に必要な学修時間の計算方法は、講義 2 単位の場合 90 時間の学修量が必要です。1 回 2 時間(90 分)で 15 回の授業では、2 時間×15 回=30 時間(90 時間の 1/3)の学修になります。90-30=60 時間は授業外の学修時間(予習・復習)となり、この場合 60 時間分の予習・復習等の学修が必要となります。

3. 授業科目履修上の注意

履修の制限

履修には制限のある場合があります。

- (1) (授業を行う学生数)学則第 29 条
- (2) (履修科目の制限)履修規程第 22 条

実習に出るには、それぞれの学年で取るべき単位を落とさずにとっておくことが大切です。標準履修年次が 1・2 年次の科目はその学年で取っておく必要があります。1・2 年次の科目を落としてしまうと、3 年次以降の実習に向けて履修する科目に支障をきたします。

- (3) (履修科目の登録の上限)学則第 34 条

修得しようとする 1 年間の単位数は、希望資格取得に必要な単位数や個々の能力によっても異なります。学生が各年次にわたり、授業科目を適切に履修するため、1 年間に登録できる履修単位の上限を 50 単位以下としています。

4. 卒業要件

卒業に必要な単位数

「単位数」は決められただけの数を修得していないと卒業できません。福祉心理学科の「卒業に必要な単位数」は次のとおりです。

卒業に必要な単位数

教養教育科目	24 単位以上	必修	16 単位	合計
		選択	8 単位以上	
専門教育科目	100 単位以上	必修	22 単位	124 単位以上
		選択	78 単位以上	

5. 各種資格取得課程

福祉心理学科において指定された単位を修得すると、次の資格が取得できます。

- ① 社会福祉士国家試験受験資格
- ② 精神保健福祉士国家試験受験資格
- ③ 社会福祉主事任用資格
- ④ 児童指導員任用資格(児童福祉司は卒業後に現場経験が必要になります。)
- ⑤ 認定心理士

福祉心理学科では、福島学院大学福祉学部履修規程第 20 条「卒業後の公認心理師国家試験受験資格取得」に定める通り、複数の国家試験受験資格を取得しようとする場合、最大 2 種類までとしています。

①社会福祉士と精神保健福祉士、②公認心理師と社会福祉士、③公認心理師と精神保健福祉士の組み合わせで、資格取得に必要な科目の履修が可能です。

社会福祉士

(1) 社会福祉士とは

社会福祉士とは、昭和 62 年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格です。令和 2 年 3 月「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令」により、令和 3 年 4 月から現行のカリキュラムが施行されています。社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割、②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割、③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割、これらを適切に果たしていくことが求められています。

社会福祉士の資格を取得するためには「国家試験」を受験しなければなりません。受験資格を得るには法律でいくつかの規定がありますが、本学はそのうち「指定科目を修めて卒業した者」の養成課程となっています。つまり、「大学で指定科目の中から条件を満たすように単位を修得した場合に国家試験が受験できる」ということです。

(2) 指定科目

社会福祉士法では「指定科目」として 23 科目を規定していますが、本学の開講科目としては 29 科目を履修し単位を修得する必要があります。「◎」のついた 3 科目は本学では「必修科目」ですので、必ず履修し単位を修得しなければなりません。「○」のついた 26 科目は本学では「選択科目」となっていますが、国家試験受験のための「指定科目」となっていますので必ず履修し単位を修得しなければなりません。

(3) 科目「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ」「ソーシャルワーク実習」

①科目の内容

ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ」では、2年間で45コマ(3年前期・後期計30コマ、4年後期15コマ)の授業を開講し、3年生(実習事前学習)では、実習の意義と目的を学び、実習施設の理解を深めるとともに、実習に向けての「実習計画書」の作成を行います。4年後期(実習事後学習)は、「実習日誌」「実習全体のまとめ」から実習を振り返り、実習報告書の作成と実習報告会での発表を行います。この授業は5分の4以上の出席を必要とします。「ソーシャルワーク実習」は、社会福祉士の受験資格のため「240時間以上」の配属実習を学外(集中)で行うものです。実習は異なる機関・事業所の2カ所以上240時間以上で行わなければならない、そのうち1つの機関・事業所において180時間以上の実習が必須となります。これまで学んできた社会福祉援助に関する倫理、専門知識や専門技術について自らの体験を通じて主体的に学び、社会福祉専門職として基本的な態度を理解します。また、総合的かつ包括的な支援について実践的に学びます。

社会福祉士国家試験受験資格取得指定科目表

法令指定科目	本学開講科目	分類	年次	単位
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	◎	1	4
心理学と心理的支援	心理学概論	◎	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	○	1	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	◎	1	4
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	○	3	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	○	2	4
社会保障	社会保障	○	2	4
障害者福祉	障害者福祉	○	2	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	○	1	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	○	3	2
高齢者福祉	高齢者福祉	○	2	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	○	2	2
貧困に対する支援	貧困に対する支援	○	1	2
保健医療と福祉	保健医療と福祉	○	3	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	○	3	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	○	1	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	相談援助の基盤と専門職	○	1	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	○	2	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	相談援助の理論と方法Ⅰ	○	3	2
	相談援助の理論と方法Ⅱ	○	3	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	○	2	1
ソーシャルワーク演習(専門)	相談援助演習Ⅰ	○	2	1
	相談援助演習Ⅱ	○	3	1
	相談援助演習Ⅲ	○	3	1
	相談援助演習Ⅳ	○	4	1
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	○	3	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	○	3	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	○	4	1
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	○	4	6

② 履修制限

「ソーシャルワーク実習」を履修する前までに単位を修得する必要のある科目が以下の内規(条件 1、条件 2)に満たない者で、学科会議で不適格とされた者は実習科目を履修することができないことがあります。

【条件 1】 単位修得済み科目

ソーシャルワーク実習を履修する前年度までに配当されている「社会福祉士国家試験受験資格取得指定科目表」の単位を全て修得済み、かつ、同科目の累積 GPA が学科所定の内規に定める累積 GPA(3 年次末の指定科目の累積 GPA2.2)以上であることを原則とする。

【条件 2】 B 評価以上で単位修得を求める科目

- 1 「文章表現」
- 2 「ソーシャルワーク演習」
- 3 「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- 4 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」

※「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」では、実習前知識試験を期末試験として実施します。

<履修制限の解除>

履修規程第 23 条のとおり、第 22 条第 1 項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、要件を満たした場合には、学科会議の結果、適格と判定されたとき、次の学期以降に履修制限が解除されます。

③ 「地域ボランティア活動(地域振興活動)」の単位修得について

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動(地域振興活動)」を履修し単位を修得してください。

精神保健福祉士

(1) 精神保健福祉士とは

平成 9 年(1997 年)に制定された「精神保健福祉士法」に基づく国家資格です。精神保健福祉士養成施設等施行規則等の一部を改正する省令の施行により、令和 3 年 4 月から新カリキュラムが施行されています。

精神保健福祉士の仕事の内容は、精神障がい者の退院促進を支援し、精神障がい者が地域でその人らしく生きるための生活課題に取り組み地域生活の維持・継続ができるよう相談援助を行います。

精神保健福祉士の資格を取得するためには「国家試験」を受験しなければなりません。受験資格を得るためには法律でいくつかの規定がありますが、本学はそのうち「指定科目を修めて卒業した者」の養成課程となっています。つまり、「大学で指定科目の中から条件を満たすように単位を修得した場合に国家試験が受験できる」ということです。

(2) 指定科目

精神保健福祉士法では「指定科目」として 22 科目を規定していますが、本学の開講科目としては 26 科目を履修し単位を修得する必要があります。「◎」のついた 4 科目は本学では「必修科目」ですので、必ず履修し単位を修得しなければなりません。「○」のついた 22 科目は本学では「選択科目」となっていますが、国家試験受験のための「指定科目」となっていますので必ず履修し単位を修得しなければなりません。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得指定科目表

法令指定科目	本学開講科目	分類	年次	単位
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	◎	1	4
心理学と心理的支援	心理学概論	◎	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	○	1	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	◎	1	4
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	○	3	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	○	2	4
社会保障	社会保障	○	2	4
障害者福祉	障害者福祉	○	2	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	○	1	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	○	3	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	○	1	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	○	2	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	○	3	4
精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	◎	1	4
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援	○	1	4
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	○	2	4
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	○	3	2
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	○	2	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	○	2	1
ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉援助演習Ⅰ	○	2	1
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	○	3	1
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	○	4	1
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	○	3	1
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	○	4	1
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	○	4	1
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	○	4	5

(3) 科目「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ～Ⅲ」「精神保健福祉援助実習」

①科目の内容

「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ～Ⅲ」では、2年間で45コマ(3年後期15コマ、4年前・後期合計30コマ)の授業があります。3年後期・4年前期に行う実習事前指導30コマは、当事者への相談業務やリハビリテーション活動について必要な資質・能力・技術などの専門的援助技術を学ぶとともに、

専門職としての自覚に基づいた行動ができるよう学習を行います。4年後期の実習事後指導 15 コマは、実習の振り返りを個別やグループで行い、実習事後指導(実習報告会)で発表し、報告書をまとめます。この授業は 5 分の 4 以上の出席を必要とします。

「精神保健福祉援助実習」(210 時間、27 日以上)では、①90 時間以上の医療保健福祉関係機関での実習が法律上必修になっています。②また医療機関の他に必ず福祉サービス事業施設等での現場実習を行う必要があります。現場実習を通して精神保健福祉士の役割と業務の理解や関連分野の専門職種との連携のあり方等を学びます。

②履修制限

「精神保健福祉援助実習」を履修する前までに単位を修得する必要がある科目が以下の内規(条件 1、条件 2)に満たない者で、学科会議で不適格とされた者は実習科目を履修することができないことがあります。

【条件 1】単位修得済み科目

精神保健福祉援助実習を履修する前年度までに配当されている「精神保健福祉士国家試験受験資格取得指定科目表」の単位を全て修得済み、かつ、同科目の累積 GPA が学科所定の内規に定める累積 GPA(3 年次末の指定科目の累積 GPA2.2)以上であることを原則とする。

【条件 2】 B 評価以上で単位修得を求める科目

- 1 「文章表現」
- 2 「ソーシャルワーク演習」
- 3 「精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱ」
- 4 「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」

※「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」では、実習前知識試験を期末試験として実施します。

※「精神保健福祉援助演習Ⅱ」では、客観的臨床能力試験を期末試験として実施します。

<履修制限の解除>

履修規程第 23 条のとおり、第 22 条第 1 項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、要件を満たした場合には、学科会議の結果、適格と判定されたとき、次の学期以降に履修制限が解除されます。

③「地域ボランティア活動(地域振興活動)」の単位修得について

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動(地域振興活動)」を履修し単位を修得してください。

社会福祉主事任用資格

(1) 社会福祉主事とは

「社会福祉主事」とは社会福祉法第 19 条に規定されている資格です。社会福祉主事は福祉事務所で働く時に必要な資格であり、福祉事務所で「現業を行う所員(現業員)」という仕事に就いたときに「社会福祉主事」と名乗れるというもので、このような資格を「任用資格」と呼んでいます。

つまり、地方公務員試験を受けて地方自治体職員に採用され、福祉事務所に配属になったときに初めて名乗れる資格といえます。

しかし一般的に社会福祉の領域では、「社会福祉に関する業務を行うのに、最低限必要な資格」と位置づけられています。卒業後に社会福祉施設などで働く者にとって、最低限必要な資格といえるでしょう。

(2) 指定科目

社会福祉法では指定科目を 34 科目規定しており、「指定科目を 3 科目以上履修した者」は、その単位が認定されれば、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」が与えられます。本学では、卒業必修科目である「社会福祉の原理と政策」「心理学概論」が指定科目です。もう 1 科目については、社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目である「地域福祉と包括的支援体制」「社会保障」「障害者福祉」「社会福祉調査の基礎」「ソーシャルワークの基盤と専門職」などの科目を履修し単位を修得すると、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」を有することになります。

公認心理師を目指す学生の皆さんも、「社会福祉主事任用資格」をもって卒業するためには、上記の科目を積極的に履修してください。

※「社会福祉主事任用資格」は大学で付与する資格ではありません。資格を有することについては、本学の卒業証明書と成績証明書の 2 点をもって証明できます。

認定心理士

(1) 認定心理士とは

認定心理士(日本心理学会認定心理士)とは、心理学の専門家として仕事をするために必要な、「最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と日本心理学会が認定した者のことです。

つまり、学会が認定している「認定資格」と呼ばれるもので、国家資格ではありません。心理学を専門に学ぶ者が、心理学専攻者としてのアイデンティティを持ち、専門性を向上していくために作られた制度です。

認定心理士の資格を取得するためには、定められた指定科目を履修し、必要単位を修得して、卒業(または卒業見込み)しなければなりません。この条件を満たして初めて、資格認定の申請を行うことができます。

申請後、資格認定委員会の審査を経て認められた場合、「認定心理士」の資格を取得することが出来ます。

(2) 指定科目

認定心理士の資格を取得するには、日本心理学会が定める「指定科目」を履修し、36 単位以上修得することが必要です。「指定科目」は基礎科目と選択科目に分かれています。

基礎科目はさらに A・B・C の 3 領域に分かれ、A は 4 単位以上、B と C は合わせて 8 単位以上、合計 12 単位以上修得する必要があります。

また選択科目は D から H までの 5 領域に分かれています。そのうち 3 領域以上から各 4 単位以上修得し、合計 16 単位以上修得しなければなりません。その他、残りの 8 単位は A～H の領域にある残りの科目から任意に選択して履修することとなります。

これらの「指定科目」を本学のカリキュラムにあてはめたのが次の表です。「認定心理士」の資格を取得したい学生は、この表を参考に履修科目を決めてください。

認定心理士 指定科目表

	領域	本学授業科目	単位	配当年次	履修方法
基礎科目	A	心理学概論	2	1	A 領域： 4 単位以上 B・C 領域の合計： 8 単位以上 合計：12 単位以上
		臨床心理学概論	1 (注 1)	2	
		感情・人格心理学	1 (注 1)	2	
	B	心理学研究法	2	2	
		心理学統計法	2	2	
	C	心理学実験	2	2	
		心理的アセスメント I	1	3	
心理的アセスメント II		1	3		
選択科目	D	知覚・認知心理学	2	2	D～H までの 5 領域のうち 3 領域以上で、それぞれが少なくとも 4 単位以上 合計：16 単位以上
		学習・言語心理学	2	2	
	E	神経・生理心理学	2	1	
		F	発達心理学	2	
	教育・学校心理学		2	3	
	G	司法・犯罪心理学	2	3	
		障害者・障害児心理学	2	2	
		健康・医療心理学	2	3	
		福祉心理学 II	2	3	
		精神疾患とその治療	2 (注 2)	1	
		現代の精神保健の課題と支援	2 (注 2)	1	
	H	社会・集団・家族心理学	2	2	
		産業・組織心理学	2	3	

(注 1) これら 2 科目は、A 領域の副次主題での申請とするため、開講単位数の半数が認定単位数となる。

(注 2) これら 2 科目は、G 領域の副次主題での申請とするため、開講単位数の半数が認定単位数となる。

(注 3) 基礎科目および選択科目、その他の科目を合わせて、総単位 36 単位以上必要。

公認心理師

(1) 公認心理師とは

公認心理師とは、平成 29 年(2017 年)9 月に施行された「公認心理師法(平成 27 年制定)」に基づく国家資格です。心理学に関する専門知識及び技術をもって、保健医療、福祉、教育その他の分野で、心理に関する支援を必要としている人の心理状態の観察と分析、相談、助言、指導その他の援助等を行う者であり、国家試験合格により公認心理師の名称を用いて仕事を行うことができますようになります。

公認心理師の資格を取得するためには、「大学で必要な科目をすべて修め、かつ、大学院で必要な科目をすべて修めて課程を修了した者」が受験資格を得た上で、国家試験に合格することが求められます。

つまり、大学を卒業しただけでは公認心理師国家試験受験資格を得ることはできない、ということです。

大学卒業後、一定の実務経験(医療機関等において心理専門職として 2 年以上の援助実績)でも国家試験受験資格を得ることはできますが、これから大学で学びを始める人にとっては、大学で必要な科目を修め、その後、大学院で必要な科目を修めることが公認心理師国家試験受験資格取得の早道といえるでしょう。

本学には大学院も設置されており、公認心理師養成を行っております。福祉心理学科においても、法に規定されている「大学における必要な科目」をすべて開講し、公認心理師を目指す学生に対して、大学院進学および資格取得の支援を行っております。

(2) 大学における必要な科目

公認心理師法では、「大学における必要な科目」として 25 科目を規定していますが、本学の開講科目は 27 科目となっており、全ての科目を履修する必要があります(資格必修)。

公認心理師 大学における必要な科目表

公認心理師法に定められた 大学における必要な科目名称	開講科目の名称	配当年次	単位
公認心理師の職責	公認心理師の職責	1	2
心理学概論	心理学概論	1	2
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	2
心理学研究法	心理学研究法	2	2
心理学統計法	心理学統計法	2	2
心理学実験	心理学実験	2	2
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2
神経・生理心理学	神経・生理心理学	1	2
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	2
発達心理学	発達心理学	1	2
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2
心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ	3	1
	心理的アセスメントⅡ	3	1
心理学的支援法	心理学的支援法	2	2
健康・医療心理学	健康・医療心理学	3	2
福祉心理学	福祉心理学Ⅰ	1	2
	福祉心理学Ⅱ	3	2
教育・学校心理学	教育・学校心理学	3	2
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	3	2
産業・組織心理学	産業・組織心理学	3	2
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	1	4
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	1	4
関係行政論	関係行政論	1	2
心理演習	心理演習	3	1
心理実習	心理実習	4	2

(3) 科目「心理演習」「心理実習」

①科目の内容

「心理演習」および「心理実習」は、福島学院大学福祉学部履修規程第 22 条第 2 項に規定する通り、

履修者の上限を 30 名としています。学生個別面談等を通して取得希望資格について教員と話し合い、その結果に基づいて履修者が決定されます。

「心理実習」は、「80 時間以上」の学外実習および事前・事後指導によって構成されています。学外実習の実習施設については、「心理に関する支援の実態に対する理解を促す観点から、主要な 5 分野(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働)に関する施設の見学を中心とした実習が必要」とされています。ただし、経過措置期間中は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行うことが認められているため、実習年度に実習先について説明します。事前・事後指導は、学外実習の前後に適宜実施します。

②履修制限

- a. 福島学院大学福祉学部履修規程第 22 条第 2 項のとおり、「心理実習」は、履修する前の年度末の時点で学科所定の内規に定める累積 GPA(3 年次末の指定科目の累積 GPA2.2)以上でなければ履修することはできません。
- b. 「心理実習」を履修する前までに履修する必要がある 26 科目のうち 1 科目以上の単位が未修得の者は、学科会議で不適格とされた場合、実習科目を履修することができない場合があります。
- c. 履修制限の解除

福島学院大学福祉学部履修規程第 23 条のとおり、第 22 条第 2 項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、次の要件を満たした場合には、次の学期以降に履修制限が解除されます。

1.GPA が学科所定の累積 GPA 以上になったとき

2.当該実習科目履修前に履修する必要がある科目の単位が合格となり、学科会議の結果、適格と判定されたとき

③「地域ボランティア活動(地域振興活動)」

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動(地域振興活動)」を履修し、単位を修得してください。

6. 大学院志望者のために

大学院進学を希望する場合は計画的に準備を進めてください。

①心理学、臨床心理学を中心に進学に向けた自主勉強しておいてください。

なお、心理系科目の成績が優れている方は内部進学制度(推薦入試)を利用できます。

②大学院進学希望者は 4 年次に卒業研究を履修することを強く推奨します。1～3 年生の間なるべく先輩たちの研究に参加してみて研究のイメージをつかんでおくとうれしいと思います。

③福祉心理学科学生向けの説明会がありますので、参加してみましよう。

その他、わからないことがあれば心理系の教員に様々な機会に聞いてください。